

大阪市条例第58号

大阪市路上喫煙の防止に関する条例の一部を改正する条例

大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙の防止</u>について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を<u>確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進する</u>ことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p><u>3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>路上喫煙の防止</u>について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を<u>確保</u>することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>

4 この条例において「喫煙」とは、人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。

5・6 [略]

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援、分煙施設の整備その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

[削る]

[削る]

[新設]

3・4 [同左]

(本市の責務)

第3条 本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定)

第5条 市長は、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、時間を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するときは、その旨（第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。）並びにその地区及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するよう努めるものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定の変更等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止地区の指定を変更し、又は解

(路上喫煙の禁止)

第5条 市民等は、次に掲げる区域内において路上喫煙をしてはならない。

(1) 道路等のうち、本市が管理する区域

(2) 道路等(前号に掲げる区域を除く。)のうち、市長が指定する区域

(区域の指定)

第6条 前条第2号の指定は、当該道路等を管理する権原を有する者との合意に基づき行うものとする。

2 前条第2号の指定は、時間を限って行うことができる。

(区域の指定に係る周知等)

第7条 市長は、第5条第2号の指定をするときは、その旨(前条第2項の規定により時間を限って指定する場合には、その旨を含む。)並びにその区域及び指定年月日を告示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により市民等に周知しなければならない。

2 市長は、第5条に規定する区域における路上喫煙が同条の規定により禁止されていることを明らかにするために必要な措置を講じなければならない。

(区域の指定の変更等)

第8条 市長は、第5条第2号の指定を受けた道路等を管理する権原を有する者から申

除することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更又は解除について準用する。

(路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止地区内において路上喫煙をしてはならない。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

<p><u>出があったときその他必要があると認めるときは、同号の指定を変更し、又は解除するものとする。</u></p> <p><u>2 前条第1項の規定は、前項の規定による指定の変更又は解除について準用する。</u></p> <p>(委員会)</p> <p><u>第9条 路上喫煙の防止に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 委員会は、<u>前項に規定する事項について、</u>市長に意見を述べることができる。</p> <p>[3～6 略]</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第10条 第5条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。</u></p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第11条 [略]</u></p>	<p>(委員会)</p> <p><u>第8条 第5条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定又は第6条第1項の規定による路上喫煙禁止地区の指定の変更若しくは解除について、市長の諮問に応じて調査審議するため、委員会を置く。</u></p> <p>2 委員会は、<u>前項に定めるもののほか、路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するとともに、市長に意見を述べる</u>ことができる。</p> <p>[3～6 同左]</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第9条 第7条の規定に違反した者は、1,000円の過料に処する。</u></p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第10条 [同左]</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止地区として指定されている区域（本市が管理するものを除く。）は、この条例による改正後の大阪市路上喫煙の防止に関する条例第5条第2号の指定をされた区域とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。